

＜ 当座預金 ＞商品概要説明書

平成24年7月10日現在

1.	商品名	● 当座預金
2.	販売対象	● 法人、個人(ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。)
3.	期 間	● 期間の定めはありません。
4.	預 入	
	預入方法	● 随時預入
	預入金額	● 1円以上
	預入単位	● 1円単位
5.	払戻方法	● 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合にお支払いします。
6.	利 息	
	適用利率	● 無利息
	利払方法	_____
	利息計算方法	_____
7.	税 金	_____
8.	手数料	_____
9.	付加できる 特約事項	_____
10.	中途解約時 の取扱い	_____
11.	金利情報の 入手方法	_____
12.	苦情処理措置 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0120-58-3311)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、埼玉弁護士会(電話：048-710-5666)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)もしくは、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13.	その他参考 となる事項	● 手形用紙、小切手用紙の発行については別途等金庫が定める手数料が必要です。 ● 公共料金等の自動支払いができます。 ● 預金保険制度の付保対象預金です。全額保護されます。